

令和7年度 教育委員会 第24回定例会 議案

1 日 時 令和8年3月18日（水） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

第48号議案 知事の権限に属する事務を補助執行することに係る協議 … 1

第49号議案 静岡県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び
監督に関する規則を廃止する規則の制定 … 4

<非>第50号議案 令和8年度静岡県教科用図書選定審議会委員の任命 … 非

<非>第51号議案 教職員の懲戒処分 … 非

<非>第52号議案 教職員の懲戒処分 … 非

<非>第53号議案 教職員の懲戒処分 … 非

<非>第54号議案 令和8年度教育部管理職員人事異動 … 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 48 号議案

知事の権限に属する事務を補助執行することに係る協議

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、知事の権限に属する事務のうち公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）及び公益信託に関する法律施行規則（令和 7 年内閣府令第 63 号）に規定する行政庁の事務について、教育委員会事務局職員に補助執行させることの協議が知事からあったので、当該協議に関し同意する。

令和 8 年 3 月 18 日提出

静岡県教育委員会教育長

総 法 第 267 号
令和 8 年 3 月 16 日

静岡県教育委員会教育長 池上 重弘 様

静岡県知事 鈴木 康友



知事の権限に属する事務の補助執行について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を、次のとおり貴教育委員会事務局職員に補助執行させたく、貴教育委員会と協議したいので通知します。

記

1 補助執行対象事務

公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号。以下「新公益信託法」という。）及び公益信託に関する法律施行規則（令和 7 年内閣府令第 63 号）に規定する行政庁の事務

2 補助執行の対象となる公益信託

- (1) 令和 8 年 3 月 31 日に静岡県教育委員会の所管に属していた公益信託（新公益信託法附則第 6 条の移行認可の申請をしたものに限る。）
- (2) 新公益信託法第 7 条の公益信託認可の申請の都度、別途協議して定める公益信託

3 その他

新公益信託法の施行に合わせ、協議書の施行日（成立日）は令和 8 年 4 月 1 日とする。

(案)

協 議 書

静岡県と静岡県教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、静岡県知事の権限に属する事務のうち、次の事務を静岡県教育委員会事務局職員に補助執行させることについて、協議が成立した。

記

1 補助執行対象事務

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下「新公益信託法」という。）及び公益信託に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第63号）に規定する行政庁の事務

2 補助執行の対象となる公益信託

- (1) 令和8年3月31日に静岡県教育委員会の所管に属していた公益信託（新公益信託法附則第6条の移行認可の申請をしたものに限る。）
- (2) 新公益信託法第7条の公益信託認可の申請の都度、別途協議して定める公益信託

この協議の成立したことを証するため、この協議書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年4月1日

静 岡 県 知 事 鈴 木 康 友

静岡県教育委員会教育長 前 澤 綾 子

第 49 号議案

静岡県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則の制定

静岡県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 18 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月〇日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第〇号

静岡県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則

静岡県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（昭和54年教育委員会規則第10号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第24回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報告 事項 1	清庵・静岡地区のグランドデザイン策定	P1
報告 事項 2	志榛地区のグランドデザイン策定	P4
配付 報告 1	静岡県教育委員会処務規程の一部改正	P7
配付 報告 2	行政手続法等の改正に伴う教育委員会規則の一部改正	P8
配付 報告 3	静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の権限に属する事務に関する規則の一部改正	P9
＜非＞ 配付 報告 4	令和 9 年度静岡県公立学校教員採用選考試験志願状況	非
＜非＞ 報告 事項 3	令和 8 年度教職員人事異動概要	非

県立高等学校の在り方に係るグランドデザイン（清庵・静岡地区）

1 要旨

清庵・静岡地区の県立高等学校の在り方について、地域協議会での協議を踏まえ、グランドデザイン（案）を策定した。

○スケジュール

時 期	内 容
令和 5 年 1 月 24 日	第 1 回県立高等学校の在り方に係る地域協議会（清庵地区）
令和 6 年 7 月 16 日	第 2 回県立高等学校の在り方に係る地域協議会（清庵地区）
12 月 24 日	第 1 回県立高等学校の在り方に係る地域協議会（静岡地区）
令和 7 年 6 月 4 日	第 2 回県立高等学校の在り方に係る地域協議会（静岡地区）
8 月 25 日	第 3 回県立高等学校の在り方に係る地域協議会（清庵・静岡地区）
12 月 17 日	第 4 回県立高等学校の在り方に係る地域協議会（清庵・静岡地区）
令和 8 年 3 月 16 日	第 5 回県立高等学校の在り方に係る地域協議会（グランドデザインの検討）

2 グランドデザインの概要

「自分」「つながる」「未来」を軸に、生徒が自分と向き合い、他者や社会とのつながりの中で、新たな価値を創出する、学習者主体の学びを確立するための方策を示す

(1) 目指す人物像

自分の強みを生かし、社会とつながり、未来を創造する人

(2) 目指す学校像

目指す人物像を育成するため、各学校が有する学科や類型・コースの特色を生かしながら、以下の学びを複合的に展開する学校を目指す

- 専門的な知識・技能を実社会の課題と結び付け、新たな可能性に挑戦する学び
- 科学的・創造的な視点で課題を捉え、論理的思考力を軸に探究を深める学び
- 芸術・文化・国際的な視野を通して多様な価値観を理解し、社会とつながる学び
- 幅広い選択の中で、学びや進路を自らデザインする学び
- 他者と協働しながら、一人一人に応じたペースで未来を切り拓く学び

(3) 改編（再編整備）の方向性

- ・教育の質を確保するため、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応した学校再編を、「静岡市立の高等学校の在り方検討委員会」（R8.1 月）の検討結果等も踏まえて実施
- ・地区内の公立高校を現在の 14 校から 10 校程度に段階的に集約
- ・適正規模を下回っている静岡西高校と清水西高校、また清水南高校については中高一貫教育の望ましい在り方も含めて、グランドデザイン策定後、速やかに個別協議を行い再編に着手
- ・農業・工業・商業の学びについては、県内における拠点校としての役割を維持
- ・その他の高校については、生徒数の減少状況や学校の配置等を踏まえて検討し、再編の方針を公表（～R10）

(4) 今後の対応

各学校におけるグランドデザインの具現化については、県・市・学校で詳細な協議を行った上で決定する

清庵・静岡地区〈公立高校〉のグランドデザイン

【課題認識 全県】

- 少子化が進行する中で高校の改革（配置と規模のあり方など）
- 変化の激しい時代を生き抜く力の育成

【課題認識 清庵・静岡地区】

- 人口減少が急激に進行し、R20には市内中卒者数が約3割減
- 小規模化により学びの選択肢が制限される中、生徒ニーズは多様化
- 科学技術の進展や社会のグローバル化が進む中、生徒が将来を見据えた進路選択ができるよう、理系分野への関心を高める取組や、グローバル教育の推進が求められる

【高校改革の基本認識 全県】

- 行ける学校から行きたい学校へ、画一から多様へ（学びの変革）
- 地域・実社会と共にある学校（開かれた学校づくり）
- 時代の変化を踏まえた教育基盤（学校の配置・規模等）

【高校改革の基本認識 清庵・静岡地区】

- 県の中心拠点として、地域、国、世界とつながり、多様な場で活躍できる人材を育成
- 「自分」「つながる」「未来」を軸に、自分を起点に、他者や社会とつながりながら、未来を拓く学びを展開
- 教育の質を確保するため、学校規模の整備、教員の資質・能力の向上を図る学校体制を整える

【目指す人物像】

○自分の強みを生かし、社会とつながり、未来を創造する人

- 「自分」：自分の興味・関心に基づく、自己探究・自己形成の力
- 「つながる」：多様な他者と協働し、変化に柔軟に対応しながら課題を解決する力
- 「未来」：新たな価値を創出し、未来の社会づくりに参画する力

【目指す学校像】

- 目指す人物像の育成に向け、以下の学びを複合的に展開する学校とする
- 専門的な知識・技能を実社会の課題と結び付け、新たな可能性に挑戦する学び
 - 科学的・創造的な視点で課題を捉え、論理的思考を軸に探究を深める学び
 - 芸術・文化・国際的な視野を通して多様な価値観を理解し、社会とつながる学び
 - 多様な選択の中で、学びや進路を自らデザインする学び
 - 他者と協働しながら、一人一人に応じたペースで未来を切り拓く学び

【具現化のための方策】

【学びの変革のあり方】

- 「自分」
 - ・問いを立て、仮説と検証を重ねる探究的な学びの充実
 - ・ロールモデルに触れ、学びを実践へつなげる機会の創出
- 「つながる」
 - ・多様な考え方に触れ、対話を軸に思考を深める学びの展開
 - ・社会や世界に目を向け、身近な課題に気づく学びの推進
- 「未来」
 - ・多様な学びや身近な事象を、科学的・論理的に捉え直すことで、見方・考え方を広げるカリキュラムの推進
 - ・自己の在り方を振り返り、次の挑戦に向かう未来志向の学びの構築

【地域との連携のあり方】

- 人と人がつながる学びの創出
 - ・「しずおか学」と連動した小・中学生との学びの交流
 - ・地域の人と共に活動し、支え合う経験を通して地域への愛着を育む実践的な学び
- 地域課題や、地域産業と関連付けた実践的な学び
 - ・地域の産業界、大学との協働によるキャリア形成
 - ・大学や企業等と連携した高い専門性を育む教育
- ICTを活用した、地域、世界とつながる取組
 - ・オンラインやAIを活用した共同研究・連携活動
 - ・グローバルな視野を育てる国際交流活動の促進

【教育基盤のあり方】

- 安心・安全な学習環境の形成
 - ・多様な個を尊重し、対話と協働を基盤とした学びを支える学級経営の推進
 - ・学びの可視化による個に応じた学びと、協働的な学びを一体的に実現するデジタル学習基盤の整備
- 学びを支える教員の育成
 - ・理念を共有し、実現に向かう教員集団の形成
 - ・授業デザイン・カリキュラムの構築、生徒支援などの専門性を高める実践的な研修の実施
- 学校規模の最適化
 - ・地区内公立高校を段階的に10校程度に集約

目指す人物像

自分の強みを生かし、社会とつながり、未来を創造する人

自分 自分の興味・関心に基づく、自己探究・自己形成の力

つながる 多様な他者と協働し、変化に柔軟に対応しながら課題を解決する力

未来 新たな価値を創出し、未来の社会づくりに参画する力

目指す学校像

以下の学びを複合的に展開

- 専門的な知識・技能を基盤に、自ら挑戦する学び
- 科学的・創造的な視点で探究を深める学び
- 多様な価値観を理解し、社会とつながる学び
- 学びや進路を自らデザインする学び
- 他者と協働し、一人一人に応じた学び

【教育基盤の整備】

- 安心・安全な学習環境の形成
- 学びを支える教員の育成
- 教育の質を確保するための学校規模の最適化

改編の方向性

- 教育の質の確保に向け、時代の変化に迅速かつ柔軟に対応した再編整備を、「市立の高等学校の在り方検討委員会」の検討結果等も踏まえて実施
- 地区内公立高校を10校程度に段階的に集約
 - ・適正規模を下回っている静岡西高校と清水西高校、また清水南高校については中高一貫教育の望ましい在り方も含めて、速やかに個別協議を行い再編に着手
 - ・農業・商業・工業の学びについては、県内における拠点校としての役割を維持
 - ・その他の高校については、生徒数の減少状況や学校配置等を踏まえて検討し、再編の方針を公表（～R10）

静岡県立高等学校の在り方に係るランドデザイン（志榛地区）

1 要旨

志榛地区の県立高等学校の在り方について、地域協議会での協議を踏まえ、ランドデザインを策定した。

○スケジュール

時 期	内 容
令和 7 年 3 月 26 日	第 1 回県立高等学校の在り方に係る地域協議会
令和 7 年 7 月 29 日	第 2 回県立高等学校の在り方に係る地域協議会
9 月 29 日	第 3 回県立高等学校の在り方に係る地域協議会
12 月 22 日	第 4 回県立高等学校の在り方に係る地域協議会
令和 8 年 3 月 17 日	第 5 回県立高等学校の在り方に係る地域協議会（ランドデザインの検討）

2 グランドデザインの概要

- ・多様な特徴を有する本地区において、多様性と持続可能性を実現できる学校体制や教育環境を中長期的な視点で再構築する

(1) 目指す人物像

- 以下の力を備え、地域内外の他者とのつながりを通して地域の未来を創る人
 - ・発見する力（批判的思考を持ち、現状の課題や問題を発見する力）
 - ・挑戦する力（自分自身の将来の夢や希望を持ち、前を向いて挑戦する力）
 - ・協働する力（周囲の人を助けたり、助けを求めたりして、すすんで他者と協働する力）
 - ・乗り越える力（柔軟性やレジリエンスを備え、人生で直面する壁を乗り越えていく力）

(2) 生徒の学びのイメージ

- ・多様な他者と出会い、コミュニケーションを取り経験を積み、自己を高める学び
- ・確かな学力や技能を身につけ、それを高校卒業後の進路実現につなげる学び
- ・地域や社会の課題に関心を持ち、解決に向けた糸口を探る探究的な学び
- ・時代の流れを読み、現状を改善するための新たなチャンスをつかみ行動できる学び
- ・他者の置かれた状況を理解し、協力し合ってより良い暮らしを実現する学び

(3) 改編（再編整備）の方向性

- ・全日制において、令和 21 年度頃までに本校 7 校程度の適正規模の公立高校へ段階的に改編
- ・地区内の配置バランスを踏まえ、1 クラスとなった学校は分校とし、人口減少に応じた将来の再編も視野に入れる
- ・校地の選定については、生徒の通学可能範囲等を考慮して適正に配置
 - ①政策的個別課題に対応する高校については、進学想定生徒数や校地等を検討し、速やかに個別協議を行う。
 - ②上記以外の高校については、現状の学校機能を維持しているうちに具体的構想を検討し、地域の特性を踏まえながら、速やかに必要な再編に着手する。

(4) 今後の対応

各学校におけるランドデザインの具現化については、各市町・学校と詳細な協議を行った上で決定する。

志榛地区〈県立高校〉のグランドデザイン

【課題認識・全県】

- 少子化が進行する中ででの高校の改革（配置と規模のあり方など）
- 変化の激しい時代を生き抜く力の育成

【課題認識・志榛地区】

- 本地区全体の中卒者数は令和20年までに約65.8%に減少見込
- 本地区生徒の流出は流出超過の状態（R6流入279人、流出827人）
- 北榛・志太・榛南の各地域で学齢期人口や通学手段等の状況が大きく異なる

【高校改革の基本認識・全県】

- 行ける学校から行きたい学校へ、画一から多様へ（学びの変革）
- 地域・実社会と共にある学校（開かれた学校づくり）
- 時代の変化を踏まえた教育基盤（学校の配置・規模等）

【高校改革の基本認識・志榛地区】

- 多様な特徴を有する本地区において、様々な生徒を引きつけることができる県立高校を設置する
- 多様性と持続可能性を実現できる学校体制や教育環境を中長期的な視点で再構築する
- 発達障害、不登校、外国につながる生徒を含む、特別な支援が必要な生徒への対応を充実させる

【目指す人物像】

- 以下の力を備え、地域内外の他者とのつながりを通して地域の未来を創る人
- ・発見する力（批判的思考を持ち、現状の課題や問題を発見する力）
 - ・挑戦する力（自分自身の将来の夢や希望を持ち、前を向いて挑戦する力）
 - ・協働する力（周囲の人を助けたり、助けを求めたりして、すすんで他者と協働する力）
 - ・乗り越える力（柔軟性やレジリエンスを備え、人生で直面する壁を乗り越えていく力）

【生徒の学びのイメージ】

- ・多様な他者と出会い、コミュニケーションを取り経験を積み、自己を高める学び
- ・確かな学力や技能を身につけ、それを高校卒業後の進路実現につなげる学び
- ・地域や社会の課題に関心を持ち、解決に向けた糸口を探る探究的な学び
- ・時代の流れを読み、現状を改善するための新たなチャンスをつかみ行動できる学び
- ・他者の置かれた状況を理解し、協力し合ってより良い暮らしを実現する学び

【具現化のための方策】

【学びの変革のあり方】

- 生徒の成長を生涯にわたって支える「生きた学び」の提供
 - ・志榛地区の地域特性を踏まえた学科・コースの検討
 - ・地域や社会にある「実物」の資源を活用した探究的な学びの充実
 - ・生徒が自分らしく輝く力を育むキャリア教育の展開
- すべての生徒が社会で生きていくことを念頭に置いた、個に応じた支援の実践
 - ・高校での学びに支援が必要な生徒も県立高校で資質・能力を伸ばせるような受入・支援体制の充実（通級指導教室、日本語支援など）

【地域との連携のあり方】

- 地元を愛し、将来さまざまな場所で活躍できる人材の育成
 - ・地域行政機関や地元企業でのインターンシップ、地域課題解決型プロジェクト学習などの充実
 - ・郷土への愛着とグローバルな視野の両方を育むための、多面的な学びの展開
- 実学系人材育成における関係機関の専門性の活用
 - ・地域行政機関、地元企業、大学などが持つ最先端の施設や技術の実学的な学びへの活用

【教育基盤のあり方】

- 多様性と持続可能性を実現できる教育環境の整備
 - ・北榛、志太、榛南の各地域の特性を踏まえた県立高校の設置（全日制においてR21頃までに本校7校程度の適正規模の公立高校へ段階的に改編）
 - ・学校間・学科間連携や地域行政・産業界との連携の検討、遠隔授業などの実施
 - ・高校教育に求められる機能を地区全体で網羅する機能分担型の学校配置
- 多様な生徒の興味・関心に応じた学びを支える三部制の単位制定時制高校を設置

志榛地区〈県立高校〉のグランドデザイン

イメージ

目指す人物像

○以下の力を備え、地域内外の他者とのつながりを通して地域の未来を創る人

発見する力

挑戦する力

協働する力

乗り越える力

学びのイメージ

- ・コミュニケーションを通して自己を高める学び
- ・確かな学力や技能を身につける学び
- ・地域・社会課題解決のための探究的な学び
- ・新たなチャンスをつかみ行動できる学び
- ・他者と協力し合っより良い暮らしを実現する学び

地域特性を生かした多様性と持続可能性の実現

- ・多様な学科・コース
- ・個に応じた生徒支援
- ・地区内高校の機能分担
- ・遠隔授業
- ・産業界との連携
- ・地域行政との連携

北榛(新たな枠組での分校化)

○県を越えた仲間とともに地域資源から深く探究する学び

志太(6校程度)

- アカデミックな専門性を高め、高等教育につなげる学び
- 暮らしの質を高め、より良い社会を自ら創造する学び
- 異文化を理解し、他者とともに豊かに生きる学び
- 地域の産業の担い手となる専門人材を育成する学び

榛南(1校)

○グローバルリーダーや地域リーダーとして未来を切り開く学び

※多様な生徒の興味・関心に応じた学びを支える三部制の単位制定時制高校を設置

静岡県教育委員会処務規程の一部改正

(教育総務課)

1 改正理由

静岡県教育委員会処務規程（以下「教委処務規程」という。）は、教育部及び県立学校における服務について必要な事項を定めることを目的とするものであり、休暇の請求等に関する規定・様式が含まれている。

下記のとおり「生理休暇」及び「看護休暇」の名称を「健康管理休暇」及び「看護等休暇」に変更したことに伴い、所要の改正を行った。

2 休暇の名称変更

変更前の名称	変更後の名称	変更の理由
生理休暇	健康管理休暇	休暇取得時の抵抗感を低減するため
看護休暇	看護等休暇	看護以外の取得事由が追加されたため

3 教委処務規程の改正内容

改正箇所	改正内容
別表第 2 (第10条関連)	「特別休暇の種類」欄の「生理」を「健康管理」に改める。
様式第 7 号 (第 9 条、第10条、 第18条関連)	「看護休暇」を「看護等休暇」に改める。

4 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

行政手続法等の改正に伴う教育委員会規則の一部改正

(教育総務課)

専決処理により、「静岡県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則」(以下「聴聞等規則」という。)及び「静岡州市町立学校職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則」(以下「意見聴取規則」という。)の一部改正を行った。

1 趣旨

行政手続法及び静岡県行政手続条例(以下「行政手続法等」という。)の改正に伴い、行政手続法等を引用する聴聞等規則及び意見聴取規則について、所要の改正を行う。

2 行政手続法等の改正内容

不利益処分の名宛人の所在が不明な場合の聴聞の通知の方式について、現行の「事務所の掲示場での書面の掲示」から「インターネットによる方法」及び「事務所の掲示場での書面の掲示又は事務所に設置したPC画面での掲示」に変更されたことにより、関係条項が挿入された。

3 聴聞等規則及び意見聴取規則の改正内容

(1) 行政手続法等の改正に伴う引用条項の修正(聴聞等規則及び意見聴取規則)

(2) その他軽微な修正(聴聞等規則のみ)

押印の廃止等に伴い、以下の様式の文言を修正する。

改正内容	該当箇所
「記名・押印」欄を「記名」欄に修正	様式第 5 号～様式第 8 号、様式第 11 号、様式第 12 号
「記名・押印」欄を署名との選択制に修正	様式第 3 号、様式第 4 号
「請求者」欄を「申請者」又は「弁明者」に修正	様式第 7 号、様式第 12 号

4 専決処理とする理由

本改正は、行政手続法等の改正に基づく引用条項の修正及びその他軽微な文言の修正であり、個別の検討を要しない。

よって、静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項第 1 号に規定する「教育委員会規則の軽易な改正」に該当することから、専決処理により規則改正を行った。

5 施行日

令和 8 年 5 月 21 日(行政手続法等の一部改正の施行日と同日)

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の権限に属する事務に関する規則の一部改正

(教育総務課)

1 趣旨

静岡県事務処理の特例に関する条例（以下「事務特条例」という。）が改正されたことに伴い、静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の権限に属する事務に関する規則（以下「本規則」という。）の一部を専決処理により改正した。

2 事務特条例の改正内容

職員の給与に関する条例及び静岡県教職員の給与に関する条例（以下「給与条例等」という。）の改正に伴い、扶養手当及び通勤手当の届出等に関する規定が削除されたことにより、事務特条例において当該規定を引用している部分を削除した。

※給与条例等から削除された扶養手当及び通勤手当の届出等に関する規定については、人事委員会規則に同様の規定が設けられた。

3 本規則の改正内容

事務特条例から削除された扶養手当及び通勤手当の届出受付事務に関する規定を本規則へ規定し直す改正を行う。

事務特条例	本規則
給与条例等の施行に関する事務 ・扶養手当の届出受付 ・通勤手当の届出受付（新たに支給対象職員となった場合等） ・通勤手当の届出受付（支給対象職員でなくなった場合）	給与規則の施行に関する事務 ・扶養手当の届出受付 通勤規則の施行に関する事務 ・通勤手当の届出受付（新たに支給対象職員となった場合等） ・通勤手当の届出受付（支給対象職員でなくなった場合）

4 専決処理とする理由

本改正は、条例改正に伴う規定の整備であり、個別の検討を要しない。

よって、静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項第 1 号に規定する「教育委員会規則の軽易な改正」に該当することから、専決処理により規則改正を行った。

5 施行日

令和 8 年 4 月 1 日